

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用しております。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については、償却原価法(定額法)によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）：定額法を採用している。

(4) 引当金の計上基準

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
林業従事者対策基金（特）	1,140,991,160	381,674	312,337	1,141,060,497
普通預金（特）	26,278,683	50,000,000	46,800,000	29,478,683
決済用普通預金（特）	117,450,203	0	50,000,000	67,450,203
定期預金（特）	0	2,940,000	0	2,940,000
小 計	1,284,720,046	53,321,674	97,112,337	1,240,929,383
合 計	1,284,720,046	53,321,674	97,112,337	1,240,929,383

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち基金からの充当額)	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産					
林業従事者対策基金	1,141,060,497	0	1,141,060,497	0	0
普通預金	29,478,683	0	29,478,683	0	0
決済用普通預金	67,450,203	0	67,450,203	0	0
定期預金	2,940,000	0	0	0	2,940,000
小 計	1,240,929,383	0	1,237,989,383	0	2,940,000
合 計	1,240,929,383	0	1,237,989,383	0	2,940,000

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	414,920	320,612	94,308
ソフトウェア	371,800	229,307	142,493
合 計	786,720	549,919	236,801

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債 3件	602,869,935	580,132,500	-22,737,435
地方債 3件	340,164,519	298,214,000	-41,950,519
政府保証債 1件	198,026,043	126,880,000	-71,146,043
合 計	1,141,060,497	1,005,226,500	-135,833,997

6. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金	2,940,000	0	0	2,940,000
基金計	0	0	0	0
代替基金	—	—	—	—
代替基金計	—	—	—	—
合 計	2,940,000	0	0	2,940,000

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	林業従事者対策基金（特）	1,140,991,160	381,674	312,337	1,141,060,497
	普通預金（特）	26,278,683	50,000,000	46,800,000	29,478,683
	決済普通預金（特）	117,450,203	0	50,000,000	67,450,203
	決済普通預金（特）	0	2,940,000	0	2,940,000
	特定資産計	1,284,720,046	53,321,674	97,112,337	1,240,929,383
その他固定資産	什器備品	232,614	0	138,306	94,308
	ソフトウェア	216,853	0	74,360	142,493
	その他固定資産計	449,467	0	212,666	236,801

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,171,806	845,289	1,171,806	0	845,289

財 産 目 録

令和 7年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	小口現金として	49,559
	普通預金	百五銀行県庁支店	運転資金として	38,211,640
	未収金	三重県	みえ森林林業アカデミー業務委託金	623,700
	貯蔵品	未使用切手、収入印紙	切手、収入印紙	18,900
	仮払金	津税務署 従業員	年末調整超過税額 通勤手当(4.5月分) 計	62,190 29,038 91,228
流動資産合計				38,995,027
(固定資産)				
特定資産	林業従事者対策基金(特)	国債 地方債 政府保証債	林業基金益金事業資金として 林業基金益金事業資金として 林業基金益金事業資金として 計	602,869,935 340,164,519 198,026,043 1,141,060,497
	普通預金(特)	百五銀行県庁支店	林業基金益金事業資金として	29,478,683
	決済普通預金(特)	百五銀行家城支店	林業基金益金事業資金として	67,450,203
	定期預金(特)	百五銀行家城支店	林業基金益金事業資金として	2,940,000
その他固定資産	什器備品	三重県津市白山町二本木3769-1	電気メーター プロジェクター 計	47,668 46,640 94,308
	ソフトウェア	三重県津市白山町二本木3769-1	ホームページ制作	142,493
固定資産合計				1,241,166,184
資産合計				1,280,161,211
(流動負債)				
	未払金	㈱百五銀行 税理士法人あおぞら NEXTCO中日本 ㈱谷ロリテール販売 三重リコピー㈱ 三重労働局 日本年金機構 職員 (株)アイリック 林業基金助成対象事業所34社 三重県	法人IBサービス後納扱手数料 月次顧問料(2.3月分) ETC(2.3月分) 公用車ガソリン代(2.3月分) コピー機使用料(2.3月分) R6労働保険確定金 職員社会保険料(3月分、遡及分) 職員給与・手当(3月分) ホームページ保守管理料 林業基金事業助成金 会議電気代 計	3,300 110,000 5,290 4,014 28,234 23,066 322,721 118,580 66,000 38,585,000 1,137 39,267,342
	未払消費税等	津税務署	確定消費税額	1,375,100
	預り金	社会保険事務所 津税務署	職員社会保険料 職員源泉所得税 計	71,967 117,705 189,672
	賞与引当金	職員	12~3月賞与引当金	845,289
流動負債合計				41,677,403
固定負債合計				0
負債合計				41,677,403
正味財産				1,238,483,808

監査報告書

令和7年5月19日

公益社団法人みえ林業総合支援機構
会長 田中和博 様

公益社団法人みえ林業総合支援機構

監事 永井良雄 

監事 真弓伸郎 

公益社団法人みえ林業総合支援機構の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度における理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、当法人の財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上